

議案第53号

更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件

更別村手数料条例（平成12年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月11日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行に伴い、関連する条文に係る別表の改正を行うため、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

別表（第2条関係）中、戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の種類及び金額を定める。

更別村手数料条例の一部を改正する条例

更別村手数料条例（平成12年更別村条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事由	単位	金額	事由	単位	金額
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円			

3	(略)	(略)	(略)
4	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
5	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)
7	(略)	(略)	(略)
8	(略)	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)
12	(略)	(略)	(略)

2	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)
7	(略)	(略)	(略)
8	(略)	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)

<u>13</u>	(略)	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	(略)
<u>28</u>	(略)	(略)	(略)
<u>29</u>	(略)	(略)	(略)
<u>30</u>	(略)	(略)	(略)

<u>11</u>	(略)	(略)	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	(略)
<u>28</u>	(略)	(略)	(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。